

【問】

(仕様書別紙1) 委託費の内容「3 一般管理費」の項目に、一般管理費として認められる経費が記載されていますが、下記のような経費は認められますでしょうか。また、認められる場合、上限等がありますでしょうか。

「本事業に従事する従業員を雇用するに係る給与の計算・支給や、法定福利等の管理・手続に要する管理費」

答

- 1 「3 一般管理費」は、「1 事業費」に示した経費以外に事業を行うために必要な経費ということで示しているものだが、示した項目以外に、事業を行うために必要な経費ということで、例えばご質問のような経費が必要なのであれば、一般管理費として計上することは問題ないとする。

なお、本業務は、総合評価点の最も高い者を落札者とすることに留意していただきたい。